

5つの柱による高齢者福祉計画の基本体系

高齢者が生きがいをもって
生き生きと暮らす

老人クラブへの活動支援と地域高齢者の人材を活用した講座を実施するなど、高齢者の生きがい活動を支援します。労働意欲にあふれた高齢者の生きがいづくりのため、自主・自立を目指すシルバー人材センターの活動を支援します。

高齢者がいつまでも元気に
暮らす

生きがいづくりのためのふれあいサロン活動への参加促進と、生きがいデイサービス・転倒予防教室など介護予防事業を実施し、高齢者の閉じこもり防止と社会参加を促します。生活習慣病の予防、健康に関する正しい知識の認識や生活習慣病などの改善支援や健康相談を行います。

住みなれた地域で安心して
暮らす

認知症に対する理解者と支援者の輪を広げる基盤を作ります。また認知症サポーターを増やしていくことで、認知症になっても安心して暮らせる地域を目指します。はいかい高齢者や寝たきり高齢者の介護者を支援します。虚弱高齢者などが日常生活で自立した生活を送れるように、寝具消毒乾燥サービス・訪問理容サービス・見守り配食サービス・住宅改修の助成などを継続支援します。虚弱高齢者などの福祉支援や災害時の救護活動を支援するため、地域組織による「地域支え合いマップづくり」を推進します。バス停が遠い、車の運転ができないなど、公共交通機関の利用が困難な高齢者の外出手段を地域活動と共に考えます。市内の介護保険施設、在宅高齢者家庭やグループホームなどへ介護相談員を派遣し、介護者や本人の意見を聞きより良い介護保険サービスの在り方を提言します。成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

地域で支えるしくみをつくる

地域の人々や民生委員、専門機関などが連携し高齢者が抱えるさまざまな生活課題を解決する仕組みをつくりまします。(下図参照)

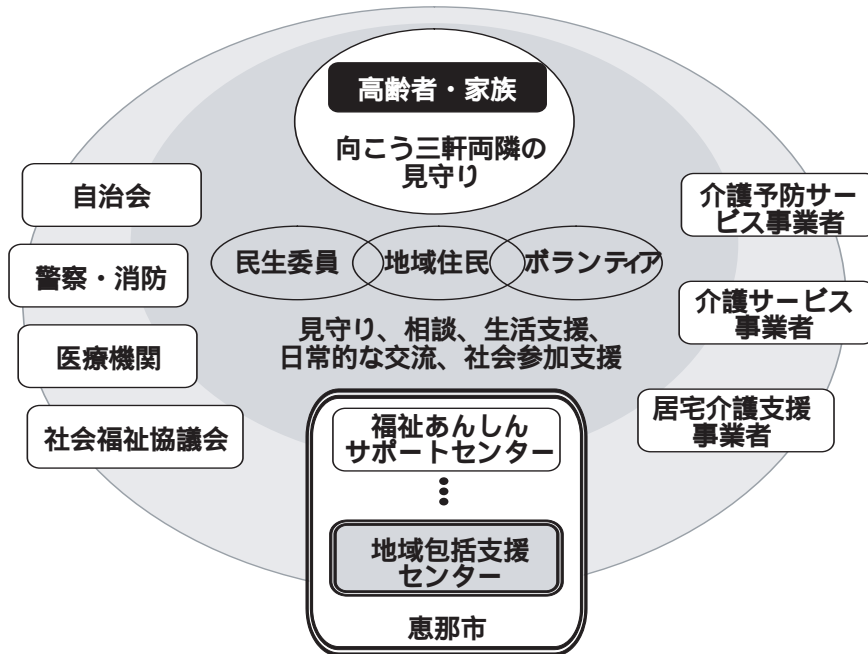
介護を受けながら安心して
暮らす

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、比較的小規模で利用者の希望にきめ細かく対応できるサービスとして、認知症グループホームやデイサービス、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを充実していきます。

地域見守りネットワークをつくりまします

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、向こう三軒両隣をはじめとした、身近な地域での見守りや支援が重要です。地域包括支援センターが中心となり、各種団体や組織間のネットワークをつくり、地域住民を主体とした見守り体制などの構築に努めます。

多種多様な事例に、適切に対応するため、警察や消防、医療機関などの専門機関とのネットワークも強化します。



福祉センターで地域の高齢者の集いがあり、健康体操に取り組む皆さん

高齢者のための計画にご意見を
地域とのかかわりを大切に、
生きがいづくりの施策を検討

「高齢者福祉計画」は、高齢者の保健、福祉にかかわる総合的な計画です。「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となる介護サービスに関する計画です。この2つの計画は、高齢化の進行や、医療・福祉制度など社会的な変化を踏まえ、3年間を1期として見直しをしています。ここでは、来年度から平成23年度までの第4期計画(案)の概要をお知らせし、皆さんからのご意見を募集します。

問い合わせ 高齢福祉課(内線122・123)

基本理念は安心と生きがいのある高齢者福祉の充実

市内の65歳以上の高齢者人口は今後も増加し続け、平成26年度には、高齢化率は30・5%に達することが予測されています。1人暮らしや高齢者世帯、認知症高齢者が増加傾向にある中、地域の在り方とは何かを考え、「高齢者が支える」「高齢者を支える」計画を作成していかなければなりません。高齢者の健康維持や増進、介護予防など介護福祉サービスの充実と、地域で高齢者を支える仕組みづくりが必要です。

高齢者が、住み慣れた地域で健康で楽しく暮らしていくために、計画では「安心と生きがいのある高齢者福祉の充実」を基本理念とし、5つの基本体系に沿った施策を考えていきます。

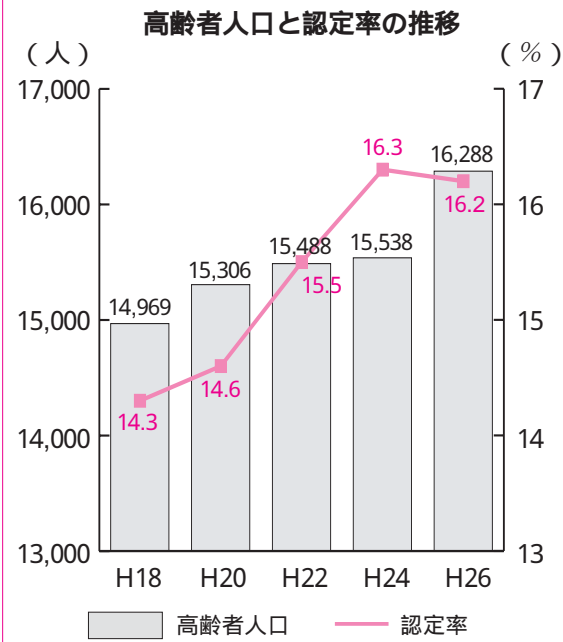
作成に当たっては、40歳以上の市民の代表や学識経験者、医療・保健・福祉関係者で組織する「恵那市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、検討してきました。また介護保険の対象となる市民やケアマネージャーから、事業に対する意見や高齢者を取り巻く地域社会の現状などを聞き、計画策定の参考にしています。

介護給付費が年々増加

介護保険事業計画

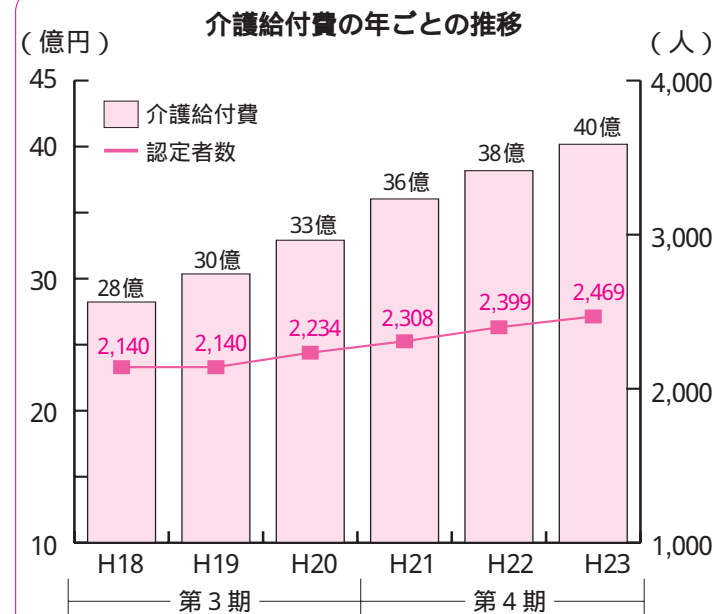
要介護・要支援認定率16%超えに

左の図は市内の高齢者（65歳以上）の人口の推移と、そのうち、介護の必要の程度を市が認定する要介護・要支援認定を受けた方の割合の推移を示しています。高齢者人口は、平成18年度から8年後の平成26年度には、1300人ほど増え、1万6千人余りに上昇すると予想されます。団塊の世代の方が65歳以上になり、高齢者人口の増加に比べ一時的に認定率は下がりますが、今は認定率も上昇していくと予想されます。この先、高齢者人口と認定率の上昇に伴い、介護保険の需要は、さらに高まる見込みです。



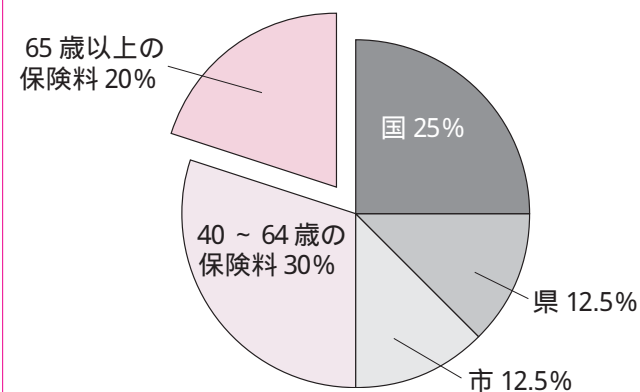
増え続ける介護給付費

介護保険事業計画では、3年ごとに介護サービスに必要なお金を見込み、65歳以上の方の介護保険料を決定しています。介護サービスに必要なお金のうち、1割の自己負担額を除いた分を介護給付費といえます。介護給付費は年々増加傾向にあり、これからの介護給付費は、認定者数の



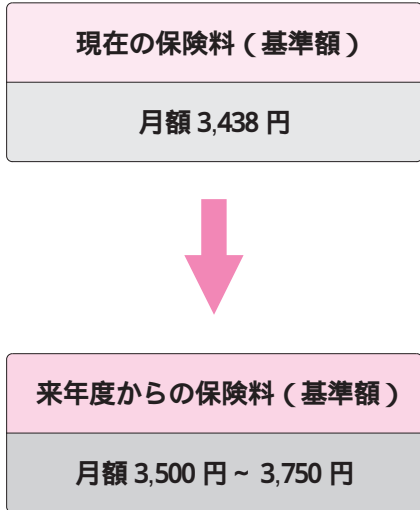
増加や介護報酬などから次のように推計されます（左上図）。第4期は第3期に比べ総額で、約23億円増の114億円と試算されました。この介護給付費は公費と保険料により賄われます（左下図）。負担割合は法律で定められており、65歳以上の方の負担する割合は介護給付費の2割です。

介護給付費の負担割合



介護保険料は2～9%の増額

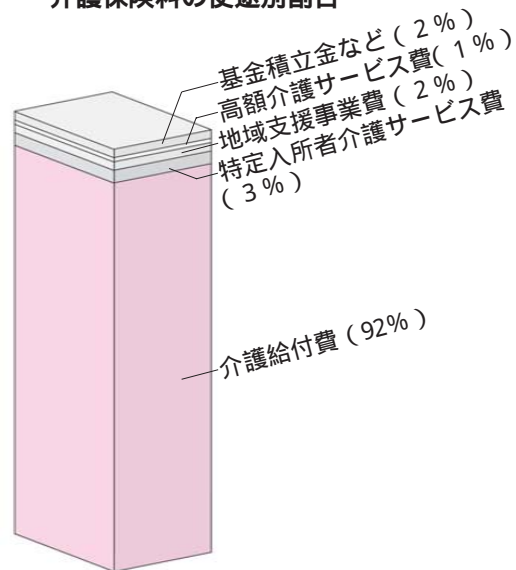
現在、65歳以上の方の介護保険料は、基準額で月額3438円です。しかし、介護サービス利用者の増や、65歳以上の方の負担割合が19割から20割に上がるなどから、保険料の値上げが必要になります。基金の取り崩しなどを行い、大幅な値上げは抑える予定ですが、保険料は月額3500円～3750円（約2～9割の増額）程度になる見込みです。一人一人の介護保険料は、自分の所得と家族の方が課税が非課税かによって決定します。基準額とは、平均的な所得の方の介護保険料です。所得の低い方の介護保険料負担をできるだけ軽くするため、所得の低い方の介護保険料については据え置きか値下げをする方向で検討しています。所得の高い方については、基準額の上昇率以上の値上げを予定しています。



介護保険料、9割以上を給付費に使用

昨年度、65歳以上の方が支払った介護保険料は、総額6億2947万円で、すべてが介護保険事業に充てられました。その大部分は、直接的な介護サービスの対価である介護給付費に使われました。

65歳以上の方が支払った介護保険料の用途別割合



介護給付費 = 居宅サービス費（利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行うホームヘルパーなどの利用料）地域密着型サービス費（認知症グループホームやデイサービス、小規模多機能型居宅介護など比較的小規模な施設の利用料）施設サービス費（自宅での介護が難しい方が利用する介護老人福祉施設や、自立を目的にリハビリなどを必要とする方が利用する介護老人保健施設などの利用料）特定入所者介護サービス費（所得の低い方が施設などに入所されたときに食費と居住費を支給するもの）地域支援事業費（要介護状態にならないよう介護予防を行ったり、高齢者の権利擁護、家族介護の支援などを行ったりする事業です）高額介護サービス費（介護サービスの負担額が高額になったときに支給するものです）基金積立金など（介護保険財政のための積み立て金などです）

計画(案)について、ご意見をお寄せください

市では、市民の意見を計画に反映させるため、計画(案)についての意見を募集します。

素案は、高齢福祉課、本庁舎情報公開コーナー、各振興事務所、市中央図書館で閲覧できます。市ウェブサイトにも掲載しています。閲覧期間は、意見募集期間と同じです。

募集期間 1月5日(月)～19日(月)

意見応募方法 本紙折り込みの「広報直通便」をご利用ください。通常の広報直通便と区別するため、【高齢者福祉計画】などの見出しを記入し、投函してください。ファクスやメールでも応募できます。

問い合わせ 高齢福祉課 内線 122、123 ☎ 25-7294 ✉ koureifukushi@city.ena.lg.jp